

奄美市告示第64号

奄美市物価高騰対策資金利子補給金交付要綱を次のように定めた。

令和 7 年 4 月 1 日

奄美市長 安 田 壮 平

奄美市物価高騰対策資金利子補給金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 市長は、エネルギー価格及び物価の高騰を勘案し、経営の安定化のために借入れた資金に係る金利の負担を軽減するため、市内に本店、支店等を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者及び組合等（以下「中小企業者等」という。）に対し予算の範囲内において、奄美市物価高騰対策資金利子補給金（以下「利子補給金」という。）を交付するものとし、その交付については、奄美市補助金等交付規則（平成18年奄美市規則第40号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(利子補給金の対象融資)

第 2 条 利子補給金の交付の対象となる融資は、令和 7 年 1 月 1 日以降に借入申込みが行われ、かつ、令和 7 年12月31日までに実行された次の各号のいずれにも該当する融資（保証付融資を除く。）とする。

(1) 次に掲げる金融機関からの融資

ア 株式会社鹿児島銀行

イ 株式会社南日本銀行

ウ 奄美大島信用金庫

エ 奄美信用組合

オ あまみ農業協同組合

カ 独立行政法人奄美群島振興開発基金（以下「奄美基金」という。）

（２） 設備資金又は運転資金のための融資

（３） 証書貸付による融資

（利子補給金の対象者）

第３条 利子補給金の交付の対象となる中小企業者等（以下「交付対象者」という。）は、エネルギー価格及び物価の高騰の影響により経営に支障を来し、前条の融資を受け、かつ、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（１） 融資の借入申込日（以下「基準日」という。）から最近のいずれか連続した３月間以上（以下「対象期間」という。）の売上高が前年同期の売上高に比して５％以上減少している者。ただし、天災その他やむを得ない事情により、前年同期の月平均売上高が当該事情の生じた事業年度又はその直前の事業年度における月平均売上高に比して著しく低い場合にあっては、前年前の同期の売上高とする。

（２） 事業を開始した日又は会社を設立した日以後の期間が１５月未満である等の理由により、前号の前年同期の売上高を用いることができない事業者の場合は、最近の３月以内におけるいずれか１月（以下「対象月」という。）の売上高が対象月の直前の３月間の月平均売上高に比して５％以上減少している者

（３） 対象期間の月平均売上高総利益率又は月平均売上高営業利益率が、前年同期の月平均売上高総利益率又は月平均売上高営業利益率に比して５％以上減少している者。ただし、天災その他やむを得ない事情により、前年同期の月平均売上高総利益率又は月平均売上高営業利益率が当該事情の生じた事業年度又はその直前の事業年度における売上高総利益率又は売上高

営業利益率に比して著しく低い場合にあっては、前年前の同期の月平均売上高総利益率又は月平均売上高営業利益率とする。

- (4) 前各号の規定にかかわらず、農林漁業者の場合は、物価高騰の影響を受けた又は受ける見込みの決算期の売上又は売上利益率が、その前年の決算期の売上より5%以上減少が見込まれる者

(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する中小企業者等は、交付対象者としなない。

- (1) 奄美基金又は鹿児島県信用保証協会（以下「保証協会」という。）から代位弁済を受け、基準日に求償債務が残っている者又は当該者が代表者である法人事業者
- (2) 奄美基金又は保証協会に対する求償債務を完済してから6月を経過していない者又は当該者が代表者である法人事業者
- (3) 奄美基金又は保証協会に対して、求償権の保証人として、保証債務を負っている者又は当該者が代表者である法人事業者
- (4) 金融機関から取引停止処分を受けている者（原則として第1回目の不渡りを出してから6月を経過していない者を含む。）
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）その他の法令に基づく法的手続き申立中の者又は任意整理手続き中の者
- (6) 休眠会社（会社法（平成17年法律第86号）第472条第1項に規定する休眠会社をいう。）又は3月以上休業している者。ただし、事業所の改築又は改装により休業している場合は、6月以上休業している者とする。
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う者

(8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団又は同条第6号の暴力団員が経営し、若しくは経営に関与している者

(9) 本市の市税等の滞納がある者（徴収猶予を受けている者及び分納を行っている者を除く。）

（補助対象貸付限度額）

第5条 利子補給金の対象となる融資の貸付限度額は1事業者あたり1千万円とする。

（利子補給期間）

第6条 利子補給金の対象となる期間（以下「利子補給期間」という。）は、融資の借入日から3年後の応当日の前日（以下「期間終了日」という。）までとする。

（交付対象額等）

第7条 交付対象となる利子補給金の額は、当該融資に係る毎年1月1日から12月末までの約定支払日に支払う約定利子の合計額とする。ただし、遅延利息は利子補給金の対象としない。

2 期間終了日と最終約定支払日（融資期間が3年を超える場合の最後の約定支払日をいう。）が異なる場合の月の利子補給金の額は、日割り計算により行うものとする。

3 利子補給率は、約定利率又は年率2%のいずれか低い率とする。

（据置期間）

第8条 金融機関は、利子補給金に係る融資について、中小企業者等からの要請に応じ、3年以内の元金据置期間を設定するよう配慮しなければならない。

（借換融資への適用）

第9条 既往借入金のある中小企業者等が利子補給金による借換えを希望する場合は、既往借入金と同一の金融機関からの借換えに限り、認めるものとする。

る。

（既存の利子補給制度との併用）

第10条 当該融資において、他の利子補給事業が適用される場合は、当該利子補給事業が国又は県の予算を財源とする事業である場合を除き、併用することができる。ただし、利子補給金の総額が当該融資の利子分を超えてはならない。

（金融機関への委任）

第11条 利子補給金の交付を受けようとする交付対象者（以下「申出者」という。）は、融資を申し込む金融機関に、委任状及び振替承諾書（以下「委任状兼承諾書」という。）を提出し、認定申請、交付申請及び請求に関する一切の権限を委任するものとする。

（利子補給認定者）

第12条 前条に規定する委任を受けた金融機関（以下「受任者」という。）は、認定申請書を令和8年1月末までに市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、これを審査し、適当であると認められるときは、当該申出者を利子補給認定者として認定するものとする。

（交付の申請）

第13条 受任者は、利子補給認定者に対する融資について、利子補給金の交付を受けようとするときは、奄美市物価高騰対策資金利子補給金交付申請書（以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（1） 奄美市物価高騰対策資金利子補給金対象融資に係る受取利子予定額一覧

（2） 委任状兼承諾書

（3） 利子補給認定者の納税証明書又は市税等納付状況確認同意書

（4） 確定申告書の写し（個人事業主の場合）又は登記事項に係る全部事

項証明書（法人の場合）

（５） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２ 受任者は、前項の申請書を、次の各号に掲げる利子分に応じ、当該各号に定める期日までに提出しなければならない。

（１） 令和７年１月１日から令和７年12月末日までに発生する利子分 令和８年１月末日まで

（２） 令和８年から令和10年までの各年において１月１日から12月末日までに発生する利子分 当該年の４月１日から翌年１月末日まで

３ 第１項の規定にかかわらず、前項第２号に規定する利子分の申請においては、第１項第２号及び第４号の書類については省略することができる。

（交付決定の通知）

第14条 市長は、受任者から申請書の提出があった場合は、当該申請書の内容を審査し、利子補給金を交付すべきものと認めたときは、奄美市物価高騰対策資金利子補給金交付決定通知書（以下「決定通知書」という。）に利子補給金交付決定額一覧表を添えて、受任者に通知するものとする。

（対象融資の変更等）

第15条 決定通知書を受けた受任者は、当該決定を受けた対象融資の内容を変更したときは、奄美市物価高騰対策資金利子補給金対象融資変更届出書に、次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

（１） 奄美市物価高騰対策資金利子補給金対象融資に係る変更後の受取利子予定額一覧

（２） 変更契約書の写し等変更内容がわかる書類

（３） その他市長が必要と認める書類

２ 市長は、前項の規定による提出があったときは、奄美市物価高騰対策資金利子補給金変更交付決定通知書に利子補給金変更交付決定額一覧表を添えて、受任者に通知するものとする。

(利子補給金の請求)

第16条 交付決定の通知又は変更交付決定の通知を受けた受任者が利子補給金を請求しようとするときは、次の各号に掲げる利子分に応じ、当該各号に定める期日までに奄美市物価高騰対策資金利子補給金交付請求書（以下「補給金交付請求書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、利子補給期間を超えて支払われた利子については、対象としない。

(1) 令和7年1月1日から令和7年12月末日までに支払われた利子分 令和8年2月末日まで

(2) 令和8年から令和10年までの各年において1月1日から12月末日までに支払われた利子分 当該年の翌年2月末日まで

(利子補給金の交付)

第17条 市長は、補給金交付請求書を受理したときは、その内容を審査し、交付することが適当であると認めるときは、受任者へ利子補給金を交付するものとする。

2 受任者は前項の交付がなされたときは、当該年度の3月31日までに、利子補給認定者に利子補給金を支払うものとする。

3 受任者は、前項の支払を完了したときは、速やかに市長へ支払を証明する書類を提出するものとする。

(書類の保管)

第18条 受任者は、利子補給金に関する書類を事業終了後5年間保管しなければならない。

(交付決定の取消し及び利子補給金の返還)

第19条 市長は、利子補給認定者が、規則に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利子補給金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

(1) 利子補給金の交付の目的又はこれに付した条件、その他市長の指示に

違反したとき。

(2) 申請書その他関係書類に虚偽の記載又は利子補給金の交付について不正の行為があったとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、この要綱に定める事項に違反したとき。

(台帳の備付け)

第20条 市長は、利子補給認定者に係る利子補給額及び交付状況等を管理するため、奄美市物価高騰対策資金利子補給金交付台帳を備え付けるものとする。

(様式等)

第21条 この要綱の施行に必要な様式等は、別に定める。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和11年3月31日限り、その効力を失う。